

都道府県・ 政令指定都市名	新潟県
------------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民生活・環境部男女平等社会推進課
担 当 職 員 数	6 名 (専任 6 名、兼任 名)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	男女平等推進施策調整会議
設置年月日・根拠	平成 13 年 7 月 23 日 根拠: 男女平等推進施策調整会議設置要綱
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	新潟県男女平等社会推進審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 8 月 1 日
構 成 員	19 名 (女性 11 名、男性 8 名)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 18 年 4 月 ~ 25 年 3 月		
名 称	新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)		
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日	<input type="radio"/>	← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例
	公 布 日	平成 14 年 3 月 28 日
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日 (一部8月1日)
	改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	<input type="radio"/> 特に検討していない	

調査時点コード

1

平成21年4月1日

2

平成21年5月1日

3

その他:平成21年6月1日

6 審議会等委員への女性の登用 (21年6月1日現在の数値を集計後に報告します)

目 標 値	24 年度まで	35 %	年度まで	%	年度まで	%
根 拠	新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)平成18年3月					
対象となる審議会等の範囲	法律又は政令により設置されている審議会並びに条例により設置されている審議会					
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (69)	うち女性委員を含む審議会等数 (69)		
	延総委員等数 (1,234)		延女性委員等数 (407)	女性比率 (33.0)		
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (33)	うち女性委員を含む審議会等数 (33)		
	延総委員等数 (822)		延女性委員等数 (246)	女性比率 (29.9)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	委員会等数 (33)	うち女性委員を含む審議会等数 (33)		
	延総委員等数 (822)		延女性委員等数 (246)	女性比率 (29.9)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	委員会等数 (9)	うち女性委員を含む審議会等数 (7)		
	延総委員等数 (79)		延女性委員等数 (11)	女性比率 (13.9)		
目標値以外の目標設定						
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 <input type="radio"/> (公表 <input type="radio"/> ・ 非公表 <input type="radio"/>) ・ 無 <input type="radio"/> ・ 作成予定有 <input type="radio"/>				
	人材名簿が有る場合	掲載人数	823 人 (平成 21 年 3 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/> 委員の公募 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/> その他 (「審議会等委員への女性登用推進要綱」に基づく事前協議の実施 <input type="radio"/>)				

(*) 平成21年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

調査時点コード	1	平成21年4月1日	2	平成21年5月1日	3	その他:平成 年 月 日
---------	---	-----------	---	-----------	---	--------------

7 女性公務員の採用・登用状況

(1) 管理職の在職状況

調査時点コード 1

		管理職総数			女性管理職の内訳		
		(人) (A)	うち女性管理職数 (人) (B)=(C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)
本庁	計	358	14	3.9	4		10
	うち一般行政職	277	12	4.3	4		8
支庁・地方 事務所	計	621	50	8.1	5		45
	うち一般行政職	350	11	3.1			11
再掲	警察本部	146	1	0.7			1
	教育委員会	63	3	4.8	1		2

(2) 女性公務員の採用状況

平成20年4月1日～21年3月31日

	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	341	93	27.3
うち 警察本部	134	30	22.4
中 級	130	116	89.2
うち 警察本部			
初 級	116	41	35.3
うち 警察本部	81	21	25.9

(3) 女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

- | | |
|---|----------|
| 1. 女性の採用目標の設定 | 具体的目標() |
| 2. 女性の管理職登用目標の設定 | 具体的目標() |
| 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定 | |
| 4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置 | |
| 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置 | |
| ○ 6. その他(内容: 方針決定の場への女性の参画の促進を図るため「女性キャリアアップ研修」を実施) | |

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

名 称	新潟ユニゾンプラザ			(単独施設 ・ 複合施設 ○)		
愛称・通称						
設置年月日	平成 8 年 8 月 1 日					
所在地等	郵便番号 950-0994 住 所 新潟市中央区上所2-2-2 (財)新潟県女性財団気付 電話番号 025-285-6610 FAX番号 025-285-6630 ホームページ http://www.npwf.jp/					
管理・運営主体 ※1～3について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 新潟県県民生活・環境部 (相談事業)) 指定管理者(名称:) ○ その他((財)新潟県女性財団が県の補助事業として実施) 3. その他 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) その他()					
職員数	常勤 3 人、	非常勤 3 人	予算額	平成21年度	41277	千円
主な事業 (男女共同参画・女性に関するもの)	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項: ホームページによる情報発信、啓発誌の発行) ○ 2. 講座(主な事項: 人材育成セミナー、地域セミナー、保育ヘルパーグループ研修) ○ 3. 相談事業(主な事項: 相談事業のみ県直営で実施。電話・来所・FAX・メールによる相談、専門家による面談相談) 4. 情報収集・提供(主な事項:) 5. 苦情処理(主な事項:) ○ 6. 交流促進(主な事項: 女性関連施設交流会、企業交流会、講座企画力養成事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 企業交流会(再掲)) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) 9. 調査研究(主な事項:) ○ 10. その他(主な事項: 人材育成事業のプログラム開発)					

14 平成21年度実施予定事業 ※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

実施予定事業の内容			
上記の事業内容を記入してください。欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。			
名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・ 男女平等社会推進審議会開催	男女平等社会の形成の推進に関する重要事項の調査審議や県の施策に関する苦情の申し出等の処理に関する調査審議を行う。	20人	10月
2. 広報啓発 ・ 男女平等社会の形成推進事業	・ 年次報告書の作成(冊子・HPによる広報) ・ 各種フェスタへの「男女共同参画コーナー」の設置(パネル展示、県民向け啓発冊子の配付、アンケート調査等)		
3. 講座 ・ 出前講座	男女共同参画について広く理解してもらうため、地域の集会や職場等に県の職員が直接出向き、国・県の取組や推進状況などを説明する。	25人×20回程度	随時
4. 相談事業 ・ 男女平等推進相談員配置事業	性別による差別取扱いなど男女平等社会の形成を阻害する様々な問題に関して、県民の相談に応じる。 ・ 総合相談 男女平等推進相談員による相談 ・ 特別相談 弁護士、精神科医による相談		
5. 情報収集・提供 ・ 「ふれ愛ほっとらいん」の発行 (男女平等社会推進課だより)	行政や女性団体のイベントや、男女共同参画に関する各種情報を掲載し、県民の意識啓発を目的とした情報紙を発行する。		毎月発行
6. 苦情処理 ・ 男女平等推進相談員配置事業 (再掲)			
7. 交流促進 ・ 学生と企業人が語る会、登録企業連絡会議	ハッピー・パートナー企業を対象に、大学を会場に学生と登録企業の意見交換会(学生と企業人が語る会)、先進事例や情報交換の場の設定(登録企業連絡会議)を実施する。	各100人程度	
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ハッピー・パートナー企業の登録 ・ (財)新潟県女性財団事業費補助金	両立支援のための職場環境整備や、女性労働者の能力活用に取り組む企業を支援する。 主な支援(取組の広報、アドバイザーの派遣、取組事例集の作成) 女性財団の次の取組に対し補助する。 ・ 専門性の向上を目指した人材育成事業の充実 ・ 市町村や民間団体のネットワーク化支援と交流促進 ・ 情報発信の充実		
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他 ・ 市町村男女平等推進担当者研修	市町村男女平等推進担当者を対象に取組状況に応じた研修を開催する。		

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成21年4月1日現在 平成21年5月1日現在 その他:平成21年6月1日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 <input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/>	任期:平成 20 年 10 月 25 日 ~ 24 年 10 月 24 日
副知事	3 名 (女性 名、男性 3 名)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成21年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、21年3月に内閣府が把握したもの (平成21年6月1日現在)

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議	57	3	5.3	
	2 国土利用計画地方審議会	13	5	38.5	
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
	4 都道府県交通安全対策会議	23	3	13.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入し、この欄は空欄とする。 併せて備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	38	14	36.8	
	7 精神医療審査会	20	6	30.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	20	4	20.0	
	10 准看護師試験委員	10	7	70.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	20	7	35.0	
	13 地方障害者施策推進協議会	17	5	29.4	
	14 国民健康保険審査会	9	2	22.2	
	15 都道府県農業共済保険審査会	8	3	37.5	
	16 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	12	2	16.7	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県都市計画審議会	21	3	14.3	
	21 開発審査会	5	3	60.0	
	22 私立学校審議会	14	5	35.7	
	23 石油コンビナート等防災本部	33	1	3.0	
	24 公害健康被害認定審査会	11	2	18.2	
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	20	5	25.0	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	8	40.0	
×	30 スポーツ振興審議会				
	31 介護保険審査会	18	7	38.9	
×	32 道府県固定資産評価審議会				
	33 感染症審査協議会	54	13	24.1	
	34 警察署協議会	248	96	38.7	
	35 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
×	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37 国民保護協議会	57	9	15.8	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
	41 市町村合併推進審議会	7	3	42.9	
×	42 自然再生協議会				
	43 公益法人等認定審議会	5	2	40.0	
	44 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
	45 留置施設視察委員会	5	2	40.0	
合 計		822	246	29.9	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

(平成21年4月1日現在)

	委員会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	教育委員会	6	1	16.7	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	25	1	4.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計		79	11	13.9	